

○さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 16 年 12 月 27 日

条例第 66 号

さいたま市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成 13 年さいたま市条例第 192 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準、手続等を定めることにより、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項の宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの

(事前協議)

第 4 条 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)又は同条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者(以下「計画者」という。)は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、計画者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(計画書の提出)

第5条 計画者は、前条の規定による協議を行った後、墓地等設置計画書(以下「計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 計画者は、計画書の内容に変更が生じたときは、改めて計画書を提出しなければならない。

3 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長に計画書を送付し、当該市町の長の意見を求めることができる。

(標識の設置等)

第6条 計画者は、当該墓地等の経営の計画の概要を記載した標識(以下「標識」という。)を設置しなければならない。

2 計画者は、標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該記載内容を訂正しなければならない。

(説明会の開催)

第7条 計画書を提出した計画者は、所有者等(墓地又は納骨堂にあつては敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内、火葬場にあつては敷地の境界線からの水平距離が300メートル以内の土地又は建築物の所有者又は使用者をいう。以下同じ。)に対し、計画書の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(所有者等との協議)

第8条 所有者等は、墓地等の経営の計画について、計画者に対し意見を述べることができる。

2 計画者は、前項の規定により意見を述べた所有者等と十分協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(見解書の提出等)

第9条 計画者は、前条第2項の規定による協議の後、同条第1項の規定により述べられた意見に対する見解を記載した文書(以下「見解書」という。)を作成し、当該意見を述べた者に送付するとともに、その写しを市長に提出するものとする。

- 2 計画者は、見解書を送付した後、当該見解書に対する意見が所有者等から述べられたときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(審査会の設置)

第 10 条 墓地等の経営の計画を審査するため、さいたま市墓地等設置計画審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市職員
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 11 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査事項)

第 12 条 市長は、次に掲げる場合においては、審査会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による計画書の提出があったとき。
 - (2) 第 7 条第 2 項の規定による説明会の開催の報告があったとき。
 - (3) 第 9 条第 1 項の規定による見解書の提出があったとき。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要があるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(答申に基づく指導)

第 13 条 市長は、前条の規定により審査会の答申を受けた後、必要があると認めるときは、計画者に対し、経営の計画に係る事項について指導することができる。

(経営許可等の申請)

第 14 条 計画者は、市長に申請しなければならない。

(廃止の許可の申請)

第 15 条 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(付帯施設の変更の許可の申請)

第 16 条 経営許可又は変更許可を受けている墓地等において、許可された区域に設置した緑地帯、駐車場その他の規則で定める施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第 17 条 法第 11 条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第 18 条 経営許可若しくは変更許可を受けた者又は前条の規定による届出をした者は、変更許可又は第 16 条第 1 項の許可を受ける必要がある場合を除き、当該許可又は届出の内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の通知等)

第 19 条 市長は、第 14 条から第 16 条までの規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、経営許可又は変更許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第 17 条の規定による届出を受けたときは、当該届出者にその旨を通知しなければならない。

4 第 1 項の規定により許可の通知を受けた者又は前項の通知を受けた者は、廃止の許可を受けたときを除き、墓地等を利用する者の見やすい場所に当該通知書等を掲示しなければならない。

(経営者の基準等)

第 20 条 経営許可を受けようとする者は、当該経営に必要な経理的基礎がなければならない。

2 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用に関する契約約款の内容が、墓地又は納骨堂の利用者にとって権利義務関係が明確になっており、かつ、当該利用者の利益の保護が十分に図られているものとして規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(設置場所の基準)

第 21 条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。

(2) 埋葬を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が 100 メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条に規定する各種学校

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する保育所

ウ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所(歯科医業のみを行うものを除き、患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「病院又は診療所」という。)

エ 医療法第 2 条第 1 項に規定する助産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための施設を有するものに限る。以下「助産所」という。)

オ 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園

カ 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)

キ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設(以下「介護保険施設」という。)

ク アからキまでに掲げるもののほか、規則で定める施設

ケ 住宅(人の居住の用に供する建物又は人の居住の用に供する部分を有する建物をいう。次号オにおいて同じ。)

(3) 埋蔵を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設(宗教法人法第 3 条に規定する境内地であつて登記された主たる事務所が存するもの又はこれに隣接する土地に設置される墓地(当該宗教法人の宗派に属する者に限って埋蔵を認めるものに限る。))にあつては、次のアからエまでに掲げる施設)の敷地の境界線までの水平距離が 100 メートル以上であること。

ア 病院又は診療所

イ 助産所

ウ 老人福祉施設

エ 介護保険施設

オ 住宅

(4) 墓地にあつては、当該墓地の境界線から河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川の区域の境界までの水平距離が 20 メートル以上であること。ただし、

河川の管理者と協議し、支障がないと認められた場合は、この限りでない。

- (5) 墓地にあっては、当該墓地の境界線から前号に規定する河川以外の河川(河川計画地又は河川予定地を含む。)の区域の境界まで、水平距離で 5 メートル以上の空地を確保すること。ただし、河川の管理者と協議し、支障がないと認められた場合は、この限りでない。
- (6) 納骨堂にあっては、当該納骨堂の敷地の境界線から病院又は診療所、助産所、老人福祉施設及び介護保険施設の敷地の境界線までの水平距離が 100 メートル以上であること。
- (7) 火葬場にあっては、当該火葬場の敷地の境界線から第 2 号アからケまでに掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が 300 メートル以上であること。
- (8) 墓地等にあっては、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域、同条第 7 項に規定する市街地開発事業の施行区域又は同条第 8 項に規定する市街地開発事業等予定区域以外の土地であること。

(墓地の施設の基準)

第 22 条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅 3 メートル以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、駐車場等の施設を設けることができる。
- (2) 墓地内に、主要通路を設けるとともに、当該主要通路は、アスファルト、コンクリート等堅固な材料で築造し、その幅員は 4 メートル以上であること。また、主要通路以外の通路は、主要通路と同様な材料で築造し、幅員は 1.2 メートル以上であること。
- (3) 雨水及び汚水を適切に排水できること。
- (4) 墓地内に、墳墓数に 100 分の 5 を乗じて得た数(その値に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。
- (5) 墓地の面積が 3,000 平方メートルを超えるものにおいて、墓地及び駐車場の入口が幅員 4.5 メートル以上の道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる道路をいう。)に接続していること。
- (6) 墓地の面積の 100 分の 30 以上に相当する面積の緑地を設けること。
- (7) 墓地の面積が 1 万平方メートル以上のものにおいて、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、100 分の 30 以下とすること。
- (8) 墓地内に、管理事務所、便所、ごみ集積施設及び給水設備を設けること。
- (9) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を設置すること。

(納骨堂の施設の基準)

第 23 条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 7 号に規定する耐火構造とし、納骨装置(納骨壇、棚等で骨つぼを収めることができるものをいう。以下同じ。)は、同法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料を用いること。
- (2) 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造とすること。
- (3) 内部には、除湿装置を設けること。
- (4) 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅 3 メートル以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。
- (5) 納骨堂の敷地内に、収蔵数に 100 分の 5 を乗じて得た数(その値に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。
- (6) 納骨堂の敷地内に、管理事務所、便所及びごみ集積施設を設けること。

(火葬場の施設の基準)

第 24 条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火葬場の敷地の境界に高さ 2 メートル以上の障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。
- (2) 火葬炉には、防臭及び防じんのために必要な装置を設けること。
- (3) 火葬場の敷地内に、管理事務所、便所、休憩室、火葬室及び灰庫を設けること。

(工事の着手の届出)

第 25 条 経営許可又は変更許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、当該許可に係る墓地等の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査等)

第 26 条 経営者は、許可に係る墓地等の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、その旨を経営者に通知するものとする。
- 3 経営者は、前項の通知を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。
- 4 経営者は、第 2 項の通知を受けたときは、墓地等を利用する者の見やすい場所に当該

通知書を掲示しなければならない。

(経営者等の遵守事項)

第 27 条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等は、清潔を保持し、清掃、補修及び緑地等の管理を怠らないこと。
- (2) 墓地においては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の利用者に安全措置を講ずるよう求めること。
- (3) 障壁を設けた墓地等は、当該障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。
- (4) 火葬場における残骨は、丁重に扱うこと。

(立入調査)

第 28 条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の許可を得て、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること(以下「立入調査」という。)ができる。

- 2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第 29 条 市長は、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 1 項に規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、計画者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第 30 条 市長は、第 13 条の規定による指導を受けた者又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第 31 条 第 4 条から第 9 条までの規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 既存の墓地に接して 500 平方メートル未満の区域を加える場合
- (2) 納骨堂を既存の墓地の区域内、火葬場の敷地内又は宗教法人法第 3 条に規定する境内地に設置する場合
- (3) 既存の納骨堂を同規模に改築する場合

(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転する場合

(5) 既存の墓地等を引き継いで経営する場合

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第 4 条に規定する事前協議に準じた手続がなされている墓地等に係る許可の手続並びに墓地等の設置場所及び施設の基準については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第 21 条から第 24 条までの規定は、適用しない。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第 21 条第 4 号及び第 5 号並びに第 22 条から第 24 条までの規定は、この条例の施行の日以後に提出する計画書に係る経営許可又は変更許可について適用し、同日前に提出した計画書に係る経営許可又は変更許可については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第 26 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に通知する工事の完了検査の通知書について適用し、同日前に通知した工事の完了検査の通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 10 月 17 日条例第 42 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 第 2 条の規定による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第 3 条第 3

号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に規定するもののほか、この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第 3 条第 2 号及び第 3 号、第 21 条第 3 号並びに第 22 条第 9 号の規定は、この条例の施行の日以後に行う事前協議に係る墓地等の経営の許可又は変更の許可について適用し、同日前に終了した事前協議に係る墓地等の経営の許可又は変更の許可については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する埋蔵を行う墓地の区域を変更しようとする場合におけるこの条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第 21 条第 3 号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 12 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。